

○総務省告示第三百十一号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二十七条の十三第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月七日

総務大臣 新藤 義孝

認定をした日	平成二十五年七月二十九日
認定の有効期間	平成二十五年七月二十九日から平成三十年七月二十八日まで
指定した周波数	二、六二五MHzを超え二、六四五MHz以下
認定を受けた者の名称	UQコミュニケーションズ株式会社
特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲	全国